

おしまいになったもの（第4号事案）詳しい内容

もうしでないよう  
【申出内容】

せんせい ほちょうきよう まいく ただ つか かた つか  
先生に補聴器用のマイクを、正しい使い方（※）で使ってほしい。

ただ つか かた まいく くび か くちもと ぼしよ  
※正しい使い方：マイクを首に掛けて、口元から15～20cm ぐらいの場所におく

もうしでしゃ い ぶん  
【申出者の言い分】

はいりよ た  
配慮をしてもらっているが足りない。

まいく ただ つか かた き  
1 マイクの正しい使い方でない、聞こえにくい。

なに はな き  
2 何を話しているかが聞こえても、はっきり聞き取れないことが多く、初めて聞いた言葉はわからない。

ほんにん ほう む はなし じかん かぎ  
3 本人の方を向いて話をする時間は限られていて、聞き取れないことが多い。

じゅぎよう とし こべつたいおう じゅぎよう  
4 授業ではない時に個別対応されても、授業の内容はわからない。

じぎょうしゃ い ぶん  
【事業者の言い分】

つぎ はいりよ ほか たいおう  
次の配慮をしているため他の対応はできない。

まいく ほんにん つくえ うえ お  
1 マイクを本人の机の上に置く。

ほんにん いちばんまえ すわ  
2 本人を一番前に座らせる。

じゅぎよう とし ほんにん む はなし  
3 授業の時に本人に向かって話をする。

き こうぎないよう りかい  
4 聞こえづらいことによって講義内容を理解できない場合は個別に対応する。

ほか せいと はな ないよう ほんにん つた  
他の生徒に話す内容が、本人に伝わらないよ  
う、マイクのスイッチ操作をすること等が重い

ふたん すいっち そうさ わす  
負担になる。また、スイッチの操作を忘れると、

こじんじょうほう も しんぱい  
個人情報情報が漏れる心配がある。

## 【あっせんの<sup>ないよう</sup>内容】

せんせい 先生には、ただ つか かた まい く つか 正しい使い方<sup>ないよう</sup>でマイクを使ってほしい。

## 【調整委員会<sup>ちようせい い いんかい</sup>の考<sup>かんが</sup>え方<sup>かた</sup>（あっせんをする理由<sup>りゆう</sup>）】

じぎょうしゃ 事業者は、ほんにん 本人<sup>たい</sup>に対して配慮<sup>はいりよ</sup>をしているが、足り<sup>た</sup>ない。

ほんにん 本人の聞く力<sup>き</sup>や聞こえ方<sup>ちから</sup>に合わせて、必要<sup>かた</sup>な配慮<sup>あ</sup>を行<sup>ひつよう</sup>ってほしい<sup>はいりよ</sup>。

まいく マイクのスイッチ操作<sup>す い っ ち そう さ</sup>やマイクの受け渡し<sup>まいく</sup>が重い負担<sup>う わ た</sup>にはならない<sup>おも</sup>。

## 【厚生労働省<sup>こうせいろうどうしょう</sup>の資<sup>しりよう</sup>料<sup>か</sup>に書<sup>ないよう</sup>いてある内容】

ちようかくしょうがいしゃ 聴覚障害者は補聴器<sup>ほちようき</sup>や人工内耳<sup>じんこうないじ</sup>（※1）を使<sup>つか</sup>ったり、人<sup>ひと</sup>と話<sup>はな</sup>す時<sup>とき</sup>に手話<sup>しゅわ</sup>や筆談<sup>ひつだん</sup>、口話<sup>こうわ</sup>（※2）

などがあるが、ひと 一つ<sup>ひと</sup>だけで十分<sup>じゅうぶん</sup>ではなく、おお 多くの聴覚障害者は話<sup>はな</sup>す相手<sup>あいて</sup>や場面<sup>ばめん</sup>によって

いろいろな方法<sup>ほうほう</sup>を組<sup>く</sup>みあ<sup>あ</sup>わせるなど使<sup>つか</sup>い分<sup>わ</sup>けている。」

※1 ちようかくしょうがいしゃ 聴覚障害者の聞こえ<sup>き</sup>を助<sup>たす</sup>けるために、からだ なか 体<sup>う</sup>の中に埋<sup>こ</sup>め込むもの

※2 くち 口の形<sup>かたち</sup>や動き<sup>うご</sup>きを見<sup>み</sup>て、はな 話<sup>はな</sup>している内容<sup>ないよう</sup>を理<sup>り</sup>解<sup>かい</sup>するほうほう 方法

## 【結果<sup>けっか</sup>】

ほか 他人<sup>ひと</sup>の了解<sup>りようかい</sup>を得<sup>え</sup>たうえで、じぎょうしゃ 事業者がマイク<sup>まいく</sup>を使<sup>つか</sup>うことになった。